

* 地震危険補償特約のご案内

- ①令和2年4月1日契約始期分からのスタートです。
- ②制度概要についてのご案内です。
- ③パンフレットは現在作成中であり、近々ご案内いたします。

地震危険補償特約 3つのポイント

①住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの「建物※」が対象。

※家財、営業用什器・備品などの動産は対象外。

②最大で1,000万円まで補償。

③市町村が交付する罹災証明書の「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害認定区分に基づき、お支払い。

| 地震危険補償特約の制度内容 | |
|---------------|--|
| 共済の対象 | ・建物 <u>※動産（家財、営業用什器・備品、機械、商品等）は対象外</u> |
| 対象物件 | ・専用住宅物件 ・ <u>普通物件（併用住宅、事業所等）</u> ・ <u>工場物件</u> |
| 対象建築年月 | <u>新耐震基準</u> である新年代(<u>昭和56年6月以降</u>)の建物 ※ <u>新耐震基準と同等の耐震性能</u> が確認できれば、旧年代(昭和56年5月以前)も引受を可とする。 |
| 地震共済金額 | <u>主契約の30%～50%の範囲内（ただし、1建物ごとに1,000万円限度）</u> |
| 損害査定 | 市町村が交付する <u>罹災証明書</u> により被害認定を行う。 ただし、非住家物件に対してり災証明書が交付されない場合は、認定の基準※1に従って、組合が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害認定を行う。 |
| 地震共済金の支払方法 | 損害の程度※1に応じて、地震共済金を支払う。 ① <u>全壊</u> : <u>共済金額×100%</u> （時価額の100%限度） ② <u>大規模半壊</u> : <u>共済金額×60%</u> （時価額の60%限度） ③ <u>半壊</u> : <u>共済金額×30%</u> （時価額の30%限度） |
| 補償する罹災対象 | 「 <u>地震・噴火・津波</u> 」を原因とする「 <u>火災・損壊・埋没・流失</u> 」による損害 |

※ 特約掛金(1年契約で共済金額1000万円の場合)

| | イ構造(耐火造) | ロ構造(非耐火造) |
|-------|----------|-----------|
| 住宅物件 | 5,600円 | 9,700円 |
| 非住家物件 | 8,200円 | 14,200円 |

※1

| 損害の程度 | 認定の基準 | |
|-------|------------------|--------------------|
| | 建物の主要な構成要素の損害割合 | 焼失または流失した床面積 |
| 全壊 | 建物の時価の50%以上 | 建物の延床面積の70%以上 |
| 大規模半壊 | 建物の時価の40%以上50%未満 | 建物の延床面積の50%以上70%未満 |
| 半壊 | 建物の時価の20%以上40%未満 | 建物の延床面積の20%以上50%未満 |